# 監査公表第14号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、市民生活部〔環境課 (水環境保全対策室)、敦賀斎苑、市民防災課、生活安全課、廃棄物対策課、清 掃センター、衛生処理場、市民課〕に係る定期監査の結果を同条第9項の規定 により、別紙のとおり公表する。

平成21年12月25日

 敦賀市監査委員
 安
 久
 彰

 同
 橋
 本
 幸
 夫

 同
 木
 下
 章

## 市民生活部に係る定期監査結果報告

### 1 監査の実施日

平成21年12月16 日(水)

## 2 監査の対象

市民生活部

環境課(水環境保全対策室)、敦賀斎苑、市民防災課、生活安全課、 廃棄物対策課、清掃センター、衛生処理場、市民課(以下「各課等」 という。)に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況。

#### 3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ 関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われてい るか否かについて確認を行った。

#### 4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われている ものと認められた。

5 各課等の予算執行状況は別表 1~7のとおりである。(別表省略)